

安全・安心見守りカメラ設置運用要領

令和2年3月19日 制定

1 趣旨

この要領は、プライバシーの保護に配慮し、次項に定める設置目的を達成するため、『安全・安心見守りカメラ』（以下「見守りカメラ」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

むつ市が目指すコンパクトシティ構想のもと、むつ市立地適正化計画で定める居住誘導区域（以下「居住誘導区域」という。）における安全で安心な暮らしと魅力向上につながるまちづくり推進のため、持続可能なまちの見守りスポットを創出する。

3 設置場所等

(1) 設置場所

居住誘導区域内の通学路で交差点周辺とする。

(2) 設置の条件

設置場所の条件として、無償で使用できる事業者所有地とし、個人所有地は原則設置対象外とする。

(3) 設置の表示

見守りカメラの撮影区域の見やすい位置に、カメラが作動していることを表示する。

(4) 設置後の維持管理

見守りカメラ設置後の維持管理費は事業者が負担する。

4 管理責任者等

(1) 見守りカメラを適切に管理するため管理責任者を都市計画課長とする。

(2) 見守りカメラの操作を行う操作取扱者を都市計画課職員とする。

(3) 設置者等、管理責任者及び操作取扱者の責務は、次のとおりとする。

- ① 撮影された画像を適正に保存し、管理すること。
- ② 撮影された画像の利用や提供を制限すること。
- ③ 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。
- ④ その他、見守りカメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

5 画像の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、原則設置場所とする。

(2) 画像の不必要な持ち出し、複写等の禁止

保存した画像は不必要な外部への持ち出しや転送を禁止し、複写や加工を行わない。

(3) 保存期間

保存期間は、概ね1ヶ月以内とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、保存期間を延長することができる。

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、速やかにかつ確実に消去する。

また、記録媒体を処分するときは、管理責任者及び操作責任者が完全に消去されたことを確認の上で処分する。

6 画像の利用及び閲覧・提供の制限

記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き、第三者に閲覧させたり、提供したりしない。

ア 法令に基づく場合

イ 個人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のために必要な情報提供を求められた場合

7 保守点検

見守りカメラの機能維持のため、録画状況を確認するなどの日常的な点検に加えて、定期的な保守点検を行う。

8 問い合わせ・苦情等への対応

管理責任者は、見守りカメラの設置及び管理に関する問い合わせや苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。